

平成29年度地域密着型サービス 事業者実地指導結果報告書

吹田市福祉部福祉指導監査室

第1 実地指導の実施状況

目的

吹田市では、介護保険法第23条及び吹田市地域密着型サービス事業者等指導要領、その他関係法令の規定に基づき、事業者への支援を基本とし介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図ることを目的に、実地指導を実施しました。

実施回数

吹田市地域密着型サービス事業者等指導要領により、集団指導を年に1回、実地指導を1事業所あたり概ね3年に1回を目途に実施しています。

指導監査の結果は、次のとおりです。

平成29年度実地指導結果一覧表(I)

サービス名	対象数 (A)	実施数 (B)	実施比率 (B/A)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0%
夜間対応型訪問介護	1	1	100%
地域密着型通所介護	57	11	19%
(介護予防)認知症対応型通所介護	10	2	20%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	8	4	50%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	17	5	29%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	6	3	50%
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0%
合 計	100	26	26%

平成29年度実地指導結果一覧表(Ⅱ)

サービス名称	指摘事業所数	口頭指導・文書指摘【あり】の事業所数		
	合計	口頭指導のみ	文書指摘のみ	口頭指導及び文書指摘
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	-
夜間対応型訪問介護	1/1	-	-	1
地域密着型通所介護	11/11	-	-	11
(介護予防)認知症対応型通所介護	2/2	-	-	2
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	4/4	1	-	3
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	5/5	-	-	5
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	-	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3/3	-	-	3
看護小規模多機能型居宅介護	-	-	-	-
合計	26/26	1	-	25

第2 文書指摘事項

(1) 文書指摘事項の順位

順位	運営基準等の項目	指摘事項	主な指摘原因
第1位	設備基準	安全対策等	事故防止、安全への配慮の不足等
第2位	介護給付費関係	基本報酬・加算誤り等	加算基準未充足等による介護報酬の請求等
第3位	運営基準	個別サービス計画の作成等	個別サービス計画の不備や記載内容の不足等
第4位	設備基準 運営基準	衛生管理(感染症対策)等	洗剤や掃除道具管理の不備等
第4位	運営基準	具体的取扱方針等	基準に適合する内容の不備、不足等

(2) 主な指摘事項

I 運営基準

【個別サービス計画の作成等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	個別サービス計画の内容等に、不備や不足があった。	
2	送迎記録の内容等に、不備があった。	

【具体的取扱方針等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となった場合等、居宅サービス計画の変更が必要になった場合において、必要な援助等が行われていなかった。	
2	解決すべき課題の把握(アセスメント)ができていなかった、又は不十分であった。	

【秘密の保持等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	従業者や従業者であった者が、退職後も含め、秘密を漏らすことのないよう、必要な措置が講じられていなかった。	
2	利用者本人や利用者の家族の個人情報使用につき、あらかじめ文書により、同意を得ていなかった。	

【研修機会の確保等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	従業者の資質の向上のための研修が未実施であった。	

【衛生管理等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	従業者の健康状態について、必要な管理が行われていなかった(健康診断の未実施等)。	

【地域との連携等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	運営推進会議は開催されているが、当該記録が公表されていなかった。	
2	運営推進会議が概ね2(6)月に1回以上開催されていなかった。	

【非常災害対策等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	避難訓練が実施されていない、又は訓練内容の記録がされていなかった。	

II 設備基準

【衛生管理(感染症対策)等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	洗面所等の液体石鹼が誤飲防止のための必要な措置がされていなかった。	
2	トイレや食堂等の掃除道具や洗剤が利用者の手の届く場所に置かれていた。	

【安全対策等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	緊急呼出装置(ナースコール)が設置されていない居室があった。	
2	包丁等の刃物類について、施錠できる場所に保管する等の安全対策の措置がされていなかった。	

Ⅲ 介護給付費関係

【加算関係に係る指摘事項】

番号	指摘内容		文書指摘
1	個別機能訓練加算	3か月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問していなかった。	
2	認知症専門ケア加算	算定対象者でない利用者について、算定していた。	

第3 監査の実施結果

監査は次のいずれかに該当する行為がなされたか、あるいは疑われる事業者に対して実施します。

- 利用者に対する虐待
- 指定基準に重大な違反
- サービスの内容に不正又は著しい不当
- 介護報酬の請求に不正又は著しい不当
- 報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず又は虚偽の報告をした
- 出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した
- 不正の手段により事業者指定を受けた

※平成29年度については、監査の実施はありませんでした。